

## 令和3年門真市教育委員会第4回定例会

開催日時 令和3年4月26日（月） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第9号 臨時代理による事務処理の承認について  
(門真市教育委員会事務局人事について)
- 日程第4 承認第10号 臨時代理による事務処理の承認について  
(令和2年度教育費補正予算の見積り申出について)
- 日程第5 議案第6号 令和2年度大阪府中学生チャレンジテスト結果の公表について
- 日程第6 議案第7号 令和3年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について
- 日程第7 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

### 出席委員

教育長	久木元 秀平
教育長職務代理者	長澤 信之
委員	土川 好子
委員	高橋 元
委員	松宮 新吾

### 事務局出席職員

副教育長	邊田 憲
教育部長	鈴木 貴雄
教育部次長	中野 康宏
教育部総括参事	峯松 大輔
教育部教育総務課長	十河 大輔
教育部学校教育課参事 兼教育センター長	植原 宏仁

久木元教育長 開会宣告 午後 2 時

日程第 1 会議録署名委員の指名

久木元教育長より 長澤 信之 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 承認第 9 号 臨時代理による事務処理の承認について  
(門真市教育委員会事務局人事について)

説明者 邊田副教育長

人事異動内容については、別添資料のとおり。

[全委員異議なく、承認]

日程第 4 承認第 10 号 臨時代理による事務処理の承認について  
(令和 2 年度教育費補正予算の見積り申出について)

説明者 十河教育総務課長

本件につきましては、教育委員会会議の議決を得たうえですべきところではありますが、緊急やむなく教育長が本事務を臨時に代理いたしました関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いいたします。

それでは、歳出からご説明いたします。議案書 9 ページをご覧ください。

款：教育費・項：教育総務費・目：教育振興基金費 5 万 1 千円

の追加は、教育振興基金への積立てを行うためのものがございます。

次に、歳入についてであります。8ページをご覧ください。

款：財産収入 項：財産運用収入 目：利子及び配当金 2万2千円の追加は、教育振興基金利子として収入するものがございます。

次に、款：寄附金 項：寄附金 目：教育費寄附金 58万7千円の追加は、寄付金を教育費寄附金として収入するものがございます。

[全委員異議なく、承認]

#### 日程第5

議案第6号 令和2年度大阪府中学生チャレンジテスト結果の公表について

説明者 植原学校教育課参事

議案書の10ページからをご覧ください。

1月13日に実施されました大阪府チャレンジテストの結果概要が、大阪府より公表されます。そのことに伴い、本市でもその結果について市民の方々にお知らせすべく公表したいと考えております。

公表の内容につきましては別添カラー刷り資料をご覧ください。中学校1年生の国語、数学、英語、2年生の国語、社会、数学、理科、英語、平均得点、標準化得点のグラフ、本市の取組についてでございます。

公表につきましては、本日議決をいただければ、門真市のホームページに掲載したいと考えております。

[全委員異議なく、可決]

#### 日程第6

議案第7号 令和3年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について

説明者 植原学校教育課参事

議案書12ページからをご覧ください。

令和3年研修の方針につきましては、教育振興基本計画に基づき、1点目に教職員のキャリアステージに応じた研修として、教職員の経験年数による4つのステージを定め、それぞれに必要な資質を育成する研修を提供します。

2点目としましては、授業改善を中心に門真市の教育課題に対応した研修として、新学習指導要領に則った授業改善の研修を中心に、開発的生徒指導、学校組織の改善に関する研修を実施します。

3点目としましては、校内研修支援として、各学校における校内研修の活性化を図るため、指導主事やスクールアドバイザーの学校訪問による学校支援を行います。

長澤教育長職務代理者： 質問ではありませんが、思っただけ言ってみようと思います。

今回改めて教職員研修基本方針が提示されるわけですが、昨年11月に策定した門真市学力向上アクションプランあるいは新学習指導要領を実効性あるものとするためには極めて重要であると思っております。

それとともにこの基本方針とアクションプラン等とも合わせてですが、往々にしてこういう基本方針とか計画は校長、教頭止まりの場合が多いんです。そうではなくて、全教職員に周知徹底されることを強く要望してこの基本方針に同意したいと思います。

植原学校教育課参事： そのようなかたちで学校現場にしっかりと浸透させていきたいと思っております。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第7

### 諸報告

久木元教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 「令和3年度門真市一般会計当初予算」について  
説明者 邊田副教育長

諸報告資料の1ページをご覧ください。

門真市一般会計当初予算の主な概要についてでございます。

3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により市税が大幅に減収となる中におきましても、一般財源の収支改善の取り組みにより、2年度に引き続き財政調整基金を繰り入れない収支均衡予算を継続しつつ、子育て、教育、まちづくり関連施策を中心に積極的な財源配分を行い、ウィズコロナ、ポストコロナの観点を踏まえながら、門真の成長と財政の健全化を進めていくための予算とされたものであります。

上段には、歳入として、1款市税以下、20款市債まで記載させていただいております。

下段には、歳出を記載し、教育委員会所管の予算が含まれる9款 教育費は、35億930万2千円で、2,078万5千円の減、対前年度比0.6%減でございます。

一般会計予算の総額であります。595億5,300万円で、26億8,200万円の減、対前年度比4.3%減となっております。

2ページから4ページをご覧ください。

教育費当初予算の概要につきましては、令和3年門真市教育委員会第2回定例会に上程させていただきました「承認第3号令和3年度教育費当初予算の見積り申出について」でご説明を申し上げますので省略させていただきます。

合計額といたしまして、令和3年度は28億6,477万8千円となっております。

なお本教育費当初予算には、市長部局へ補助執行している、幼稚園関係、社会教育関係の予算も含んでおります。

4ページをご覧ください。

先程の当初予算に加えて昨年度から繰り越した予算を記載しております。

番号2 門真市適応指導教室設置要綱の一部改正について  
説明者 植原学校教育課参事

今回の改正は、門真市適応指導教室の在り方につきまして、門真市魅力ある教育審議会の答申にて、かがやきの在り方について

ご答申いただいたことに伴い、本要綱を一部改正しようとするものであります。

諸報告資料の5ページ新旧対照表をご覧ください。

第1条については、適応指導教室かがやきに居場所としての性質を加えるため、様々な原因で学校にいけない児童生徒に対して、個々の実態に応じた支援を行い、学校生活だけでなく、社会生活への復帰をも支援するため、改正しております。

第2条については、名称に教育支援ルームを付け加え、改正しております。

第4条については、第1条と同様の理由で、改正しております。

第5条につきましては、開設時間について標記のとおり、改正しております。

第6条第7条の2につきましては、教育支援ルームを名称に付け加えたことに伴い、改正しております。

第9条につきましては、退室について検討を行う場合を、今までの、在籍校へ登校できる場合に加え、児童生徒又は保護者が希望した時、その他やむを得ない事情が生じた時と、改正しております。

第10条につきましては、かがやきと連携をしているのは、学級担任に加え、生徒指導担当等担当者であるため、改正しております。

附則といたしまして、この要綱は令和3年5月1日から施行するとしています

—すべての報告が終了—

長澤教育長職務代理者： 今回この要綱が出ていますが、特に大きく変わったのが、第4条かなと思います。

かがやきの前身で名前は忘れましたが、不登校の子どもが通所する施設ができたのは30年以上前なんです。当時の生涯学習の青少年課が担当していました。古い話ですが、二島幼稚園の跡地にできたというケースがありました。その時は改正前の対象者のような感じでした。その時も不登校という言葉が入っていたと思うんですけど。市内の児童生徒に限ると、私学というのは全く想定していませんし、相談があっても市内の学校へ学校籍を移してください、そうでないと受け入れられませんということを言った覚

えがあるんです。

今回見てみると市内に在籍していなくて本市の区域に在住していると私立の学校にも門戸を広げられたと思うんです。これは非常にいいことだと思う反面、仮に私学を受け入れる場合、相手校特に校長あたりときちんと調整とっておかないと、親が勝手に決めて教育委員会が受け入れますよとなる時に、向こうにはメンツもあると思います。なぜうちの生徒が門真市の不登校とは書いていませんが、そういうところに行くのかというトラブルが想定されますので、それを十分に調整していただきたいのと、万が一、不幸にも日本スポーツ振興センターの災害給付の対象になる事案が起こった場合、公立学校の場合は校長を通じて教育委員会を通じて日本スポーツ振興センターに請求することになっていると思うんですけど、私学の場合でしたら私学在籍校の校長や設置者なので、おそらく法人の理事長を通じての請求事務になると思うんです。その辺をきちんとつめておかないとトラブルの原因となるかも分かりませんので、老婆心ながらよろしくお願ひしたいと思ひます。

一つ質問ですが最近私学の方で、かがやきに入れてほしいというような問い合わせがあったか、あるいは実態として受け入れたケースがあるのかどうですか。

植原学校教育課参事： 昨年度一件私学の方から、学校ではないんですけども、保護者のほうからかがやきに行けないのかという問い合わせがあり、規程上門真市立の小中学校に限っておりますというご返答させていただいたという経緯があります。

長澤教育長職務代理者： はい、ありがとうございます。

久木元教育長

閉会宣言 午後2時26分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 久木元 秀平

署名委員 長澤 信之